

広島県告示第八百五十八号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十年十月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人翠清会梶川病院	広島市中区昭和町八番一〇号	平成二十三年一〇月二六日	更新
総合病院福島生協病院	広島市西区都町四二番七号	平成二十三年一〇月二六日	更新